



第4章

施策の展開





第4章 施策の展開

基本施策1 地域における子育ての支援

施策（1）地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

全国的な傾向として、核家族化や地域の希薄化により、身近に相談できる人や協力できる人が少なくなったことから、育児の孤立化が進み、子育て世代の育児の負担感が増えていると考えられます。

本市においても、ニーズ調査の結果によると、約1割程度の保護者が子育てをする上で、相談できる人又は場所がないと回答しており、また、子育ての環境や支援への満足度については、3割前後の保護者が「満足度が低い」との結果となっています。

今後も、保護者の子育てに対する負担感・不安感を軽減し、安心して子育てのできる地域社会を築くため、一人ひとりの子どもの育ちを保障することを前提に、子育て家庭に対して、ニーズに対応した様々な子育て支援サービスの提供を図ることが必要です。

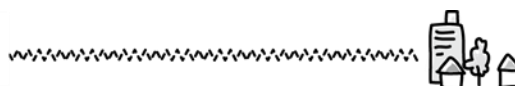
施策の方向性

- 全ての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、地域における子育てに関する支援体制の基盤整備に取り組みます。
- 子育て支援センターでは、育児相談、子育て支援講座やすくすくひろばの開催等、各種事業を実施しており、今後も、子育て家庭のニーズの的確な把握に努め、事業を実施します。
- ファミリー・サポート・センター事業については、提供会員の増加を図るための取組を検討します。
- つどいの広場事業については、開設日の確保に努めます。
- 子どもの屋内遊び場の整備を検討します。

主な事業・取組

① 子育て支援センター事業【担当：子育て支援課】

育児相談、子育て家庭の交流、育児サークルへの支援等を行います。また、子育て支援講座、会議、講習会での託児支援のほか、小中高生を対象にボランティア育成等の取組を行います。





② ファミリー・サポート・センター事業【担当：子育て支援課】

子どもの預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業です。

③ つどいの広場事業【担当：子育て支援課】

イオン能代店3階にある「つどいの広場」において、主に乳幼児を持つ子育て中の親が、気軽に集い交流するとともに、子育ての相談もできる場を提供する事業です。一時預かり事業も行っています。

④ 能代すくすくまごころパス事業【担当：子育て支援課】

子育て家庭にめんchocoカードを発行する事業です。カードを提示すると協賛店から工夫を凝らしたサービスが受け取ることができます。

⑤ めんchoco誕生事業【担当：子育て支援課】

生まれてきた赤ちゃんに「ありがとう」の気持ちを伝え、家族の絆やふるさと能代を思う心を持った子どもに育ててほしいとの願いを込め、能代市からのメッセージを添えたオリジナル絵本や木製品又は木のおもちゃをプレゼントする事業です。

⑥ 「移動式赤ちゃんの駅」貸出事業【担当：子育て支援課】

屋外イベント時に移動式赤ちゃんの駅（屋外での授乳及びおむつ交換用のテント）を貸し出す事業です。

⑦ 父子健康手帳配布事業【担当：子育て支援課】

父親が育児を楽しみ、積極的に子育てに関われるように「父子健康手帳」の配布を行っています。





施策（２）多様なニーズに対応した保育サービスの充実

現状と課題

保育所や認定こども園の入所状況は、未就学の子どもの人口は年々減少しているものの、女性の就業率の増加等に伴い、特に0～2歳児について、子どもの人口に対する利用率は年々増加してきています。

また、保護者の就労形態の多様化に伴い、延長保育や休日保育等に対するニーズに対応する必要もあります。

本市においては、現在、保育所等の入所に対する待機児童はいませんが、全国的に保育士不足といわれている中で、保育士の確保が難しくなっており、0～2歳児を中心に子どもの受入れが難しくなっています。

また、保育所等に入所しやすい年度当初にあわせて、職場復帰のタイミングを変更するケースもあります。

市立保育所については、「市立保育所の今後の方針」に基づき、統廃合や民間移管を進めています。

放課後児童クラブについては、一部の学区で待機児童が発生しているため、小学校6年生までの希望者が全員利用できるよう整備を進めています。

施策の方向性

- 保育所等の待機児童が発生しないよう保育士等の処遇改善等の確保対策を進めます。
- 保育所等への入所を理由に育児休業の取得期間を切り上げることのないよう、定員の確保に努めます。
- 一時預かり事業、延長保育事業や休日保育事業については、多様なニーズに対応できるよう、適切な提供体制の確保に努めます。
- 病児保育事業については、感染症の流行期等に需要が集中し利用できない場合があることから、改善策を検討します。
- 市立保育所のあり方については、「市立保育所の今後の方針」に基づき、令和4年度末で第四保育所を廃止するほか、第四保育所以外の3施設についても、民間移管を基本に国・県の動向や入所人数の動向のほか、地域の状況等を踏まえ、統廃合を含め、その方向を決定します。
- 放課後児童クラブは、令和2年度末までの計画で施設整備を進めます。

主な事業・取組

① 一時預かり事業【担当：子育て支援課】

認可保育所等において、保護者の傷病や冠婚葬祭等のため、家庭で子どもを世話することができない場合に一時的に子どもを預かる事業です。

② 病児保育事業（病児対応型）【担当：子育て支援課】

病気の回復期に至らない場合でかつ、当面の急変が認められない小学校6年生までの子どもで、保護者の労働等の理由により家庭での保育が困難な場合、一時的にその子どもを医療機関の専用スペースで預かる事業です。

③ 病児保育事業（体調不良児対応型）【担当：子育て支援課】

保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった子どもを、保護者が迎えに来るまでの間、安静が確保されるスペースで看護師が子どもを預かる事業です。

④ 放課後児童クラブ運営事業【担当：子育て支援課】

子どもの健全な育成を図ることを目的に、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校6年生までの子どもに対し、放課後等に安心して活動できる場を確保する事業です。

⑤ 延長保育事業【担当：子育て支援課】

認可保育所、認定こども園において、時間を延長して子どもを保育する事業です。

⑥ 休日保育事業【担当：子育て支援課】

日曜・祝日等の休日の保育ニーズに対応するため、休日に子どもを保育する事業です。

⑦ 保育士等確保対策事業【担当：子育て支援課】

市内の民間保育所、認定こども園に就労した方に対する就労奨励金の支給や保育士等の子どもが保育所等へ入所するときの優先入所等を実施しています。



施策（3）子育て支援のネットワークづくり

現状と課題

子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てを地域全体で支える体制を整備するため、地域コミュニティにおいて子育てをサポートしていくための仕組みづくりが必要です。

そのためには、行政だけが子育て支援を行うのではなく、地域で子ども・子育て支援を行う人材や団体を育成し、連携していく必要があります。

また、子育て支援サービス等が、子育て世代に十分周知されるよう、的確な情報提供を行うことも必要です。

さらに、地域住民の多くが、子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めることが望ましいと考えられます。

施策の方向性

- 地域で子ども・子育て支援を行っている育児サークル等の活動を支援します。
- 子育て支援情報の発信については、子育て支援アプリの導入やSNS等の情報発信ツールを最大限活用し、的確に情報提供できる仕組みを検討します。

主な事業・取組

① 地域における子育て支援のネットワークの形成【担当：子育て支援課】

秋田県山本地域振興局で設置する「子ども・子育て支援推進能代山本地区協議会」に参加し、子育てに関する市町村ネットワークの構築や子育て環境の整備を推進します。

② 子育てマップ等発行事業【担当：子育て支援課】

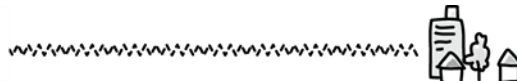
子育て支援サービスを提供する施設の情報や場所、連絡先等を記載した「のしろ子育てエンジョイ！マップ」を発行する事業です。

③ 子育て支援情報提供事業【担当：子育て支援課】

市ホームページで子育て支援に関する情報を掲載するほか、子育て支援センターの行事等をメール配信する事業です。

④ 子ども・子育て応援団体支援事業【担当：子育て支援課】

子ども・子育て支援を目的とした団体が行う、保護者や子どもの交流の場を提供する事業や地域の子育て支援の向上を目的とするイベントの開催に要する費用に対して補助金を交付する事業です。



施策（４）子育て世帯の経済的負担の軽減

現状と課題

本市では、児童手当のほか、乳幼児から高校生までの医療費助成、保育料等の軽減により、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めてきました。

令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化が開始され、3歳以上の全ての子どもと市民税非課税世帯の0～2歳の子どもの保育料が無償化となりました。

さらに、本市では、新たな経済的負担の軽減策として、ライフステージの節目となる子どもの誕生と小中学校への入学の際に祝い金を支給する事業を令和元年度から実施しています。

施策の方向性

○子どもを生み育てやすい環境づくりのため、より効果的な経済的負担の軽減を検討します。

主な事業・取組

① 保育料の無償化【担当：子育て支援課】

認可保育所及び認定こども園における保育料を無償化しています。

○対象者：3歳以上の全ての子ども

3歳未満で市町村民税非課税世帯の子ども

② すこやか子育て支援事業（保育料助成）【担当：子育て支援課】

認可保育所及び認定こども園に入園する3歳未満児の保育料に対して、一定の所得制限のもと助成する事業です。

③ すこやか子育て支援事業（副食費助成）【担当：子育て支援課】

認可保育所及び認定こども園に入園する3歳以上児の副食費（おかず・おやつ代）に対して全額助成する事業です。

④ 子育てファミリー支援事業【担当：子育て支援課】

平成30年4月2日以降に第3子以降の子どもが生まれた世帯を対象に、一時預かり事業等の利用料を助成する事業です。



⑤ 子育て祝い金支給事業【担当：子育て支援課】

子どもの出産や小中学校への入学に対して祝い金を支給する事業です。

⑥ 乳幼児、小中学生、高校生等医療費助成（福祉医療費）【担当：市民保険課】

乳幼児、小中学生、高校生等の医療費の自己負担金を助成する事業です。

⑦ 児童手当【担当：子育て支援課】

中学校修了前までの子どもを養育している方に児童手当を支給する事業です。

⑧ 助産施設運営費【担当：子育て支援課】

妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、その妊産婦からの申込みに応じて助産施設において助産を行う事業です。

⑨ 要保護及び準要保護児童生徒援助費【担当：学校教育課】

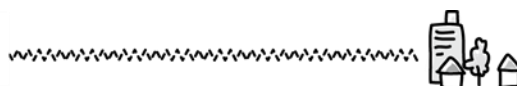
経済的理由により就学困難な児童生徒（保護者等）に学用品費、医療費及び学校給食費等の援助を行う事業です。

⑩ 奨学金貸付事業【担当：学校教育課】

優良な学生・生徒であって、経済的な理由により修学が困難な者に奨学金を貸与する事業です。

⑪ 特別支援教育就学奨励費【担当：学校教育課】

特別支援学級に入級している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の奨励を図るため、学用品費・学校給食費等を援助する事業です。



基本施策 2 子どもの健やかな育ちに対する支援

施策（1）幼児期における教育・保育の提供

現状と課題

幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであります。

子ども・子育て支援新制度は、全ての子どもに対し、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供していることから、市内の教育・保育施設においては、キャリアアップ研修の受講等を通じて、質の向上に努めているところです。

国では、都道府県への幼児教育センターの設置や、市町村への教育・保育施設を巡回して助言等を行う幼児教育アドバイザーの配置等、幼保小連携の強化や研修機会の増加による幼児教育の更なる充実を図ろうとしています。

施策の方向性

- 認定こども園や保育所において、質の高い幼児教育・保育が提供されるよう、保育士等のキャリアアップ研修等への受講を促します。
- 市内の認定こども園や保育所と連携し、幼児教育アドバイザーの活用等、市域全体の教育・保育の質の向上を図ります。
- 認定こども園や保育所における地域活動事業や特色ある教育・保育事業を積極的に支援します。

主な事業・取組

- ① 子ども・子育て支援事業（認定こども園等の運営支援）
【担当：子育て支援課】

保育の必要性の有無に関わらず教育・保育を提供する認定こども園と、保育の必要性のある子どもに対して主に保育を提供する認可保育所の運営を支援します。

- ② 幼児教育・保育の質の向上対策【担当：子育て支援課】

保育士等のキャリアアップ研修の受講を促し、キャリアアップに応じた賃金改善を行う事業です。

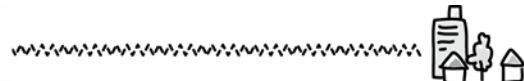
- ③ 認定こども園等における地域活動事業【担当：子育て支援課】

認定こども園や保育所が行う異年齢児交流事業、地域行事への参加や伝統文化に触れる活動のほか、英語や音楽等、特色ある教育・保育事業に要する費用に対して補助する事業です。



④ 幼児教育・保育アドバイザー配置事業【担当：子育て支援課】

幼児教育・保育アドバイザーを配置し、保育所等及び小学校への訪問等により、教育・保育の更なる質の向上を図る事業です。



施策（２）子どもの健全育成

現状と課題

家庭環境の多様化や地域社会における連帯感の希薄化等により、子どもや家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした環境の変化は、遊びや学びを通じた子どもの社会性を育む機会の確保に大きな影響があると考えられます。

このため、家庭・地域・教育施設・行政が一体となって、子どもを育む環境づくりに取り組むことが重要です。

また、子どもの健やかな成長のためには、保護者自身が子育てや子どもの成長に対して喜びやいきがいを感し、ゆとりをもって子育てができるように保護者に対して支援することが求められています。

このため、家庭教育支援等、保護者に対する学びの機会の充実が望まれます。

国では、「新・放課後子ども総合プラン」を平成30年に策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施し、全ての小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、関係機関が連携して取り組むことを求めています。

施策の方向性

- 放課後子ども教室等の実施により、地域の人財を掘り起こし、地域の宝として子どもを育てる意識の醸成を図ります。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を進めます。
- 放課後児童支援員の処遇改善等による確保対策を進めます。
- 放課後児童クラブの質の向上を図るため、放課後児童支援員の研修受講を支援します。
- 学校・家庭・地域が連携して、地域資源を活かした体験活動の充実を図ります。
- 子どもの安全な遊び場を確保するため、公園施設の適切な維持管理に努めます。
- 家庭教育支援事業に加えて、保育所、認定こども園や子育て支援センター等と連携した保護者の学習機会の提供に努めます。



主な事業・取組

① 放課後子ども教室推進事業【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

放課後・週末等の子どもの居場所づくりとして、学校の図書室や体育館等の開放や、週末の体験活動を実施する事業です。

② 放課後児童クラブ運営事業（再掲：主掲載32頁）【担当：子育て支援課】

子どもの健全な育成を図ることを目的に、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校6年生までの子どもに対し、放課後等に安心して活動できる場を確保する事業です。

③ 社会参加活動促進事業「みんなでAction!」【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

地域の各種団体や関係課等と連携し、中学生、高校生の社会参加活動を促進する事業です。

④ 都市公園等の整備【担当：都市整備課】

子どもの安全な遊び場を確保するため、都市公園等の整備を行います。

⑤ 図書館事業【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

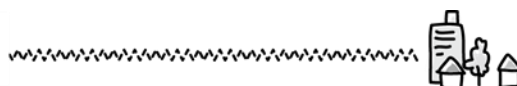
能代図書館と二ツ井図書館を運営する事業です。図書館劇場やおはなし会を開催し、本に親しみを持ってもらうなど、読書活動を推進する事業を行っています。

⑥ 読書活動推進事業【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

子どもの読書活動を推進する事業です。子どもが気軽に読書に親しむことができる環境の整備を目指し、家庭や地域、学校等と連携しながら事業を行っています。

⑦ 公民館事業【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

中央公民館や二ツ井公民館等を運営する事業です。様々な体験活動の実施や学習機会の提供を行っています。



⑧ 子ども館事業【担当：子ども館】

子ども館を運営する事業です。子どもの科学に対する関心を高めるため、JAXA等の関係機関と連携した講座やイベントを実施しています。

⑨ 青少年健全育成団体育成事業【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

能代市子ども会育成連合会や青少年育成能代市民会議関連行事等への協力を行う事業です。

⑩ 校外活動支援事業【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

青少年の校外活動を促進するため、「のしろ子どもまつり」等への支援を行う事業です。

⑪ 家庭教育支援事業【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

乳幼児から思春期までの子どもを持つ保護者等を対象にした家庭教育関係講座の開催等を行う事業です。

⑫ のしろDEマナブウ事業【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

ふるさとへの愛着を育むため、能代の歴史、産業、風土等に関する体験活動を行う事業です。

⑬ 性教育啓発推進事業【担当：学校教育課】

学級活動や保健体育の授業等で感染症予防を含む適切な性教育を実施する事業です。

⑭ 不登校児童生徒対策事業【担当：学校教育課】

不登校対策として、適応指導教室の開設や不登校保護者会を開催する事業です。

⑮ 心の教室相談員配置事業【担当：学校教育課】

小中学校に心の教室相談員を配置して、児童・生徒からの相談に対応する事業です。

⑯ 教育相談員配置事業【担当：学校教育課】

教育相談電話「風の子電話」の設置や教育相談員を配置し、児童・生徒・保護者等からの教育に関する相談活動を行う事業です。



⑰ 児童生徒等健康管理事業【担当：学校教育課】

学校で、定期健康診断、尿検査、心臓検診、貧血検査、新入学児童健康診断を実施する事業です。

⑱ 特色ある教育活動推進事業【担当：学校教育課】

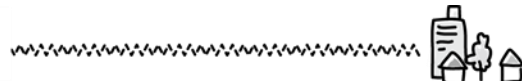
小中学校の総合的な学習の時間等で様々な体験活動を実施する事業です。

⑲ ふるさと教育事業【担当：学校教育課】

小中学校のふるさと学習活動を発表する交流会等を開催する事業です。

⑳ 児童館運営事業【担当：市民福祉課】

二ツ井児童館を運営する事業です。全ての子どもを対象に健全な遊び場を提供する事業です。



施策（３）食育の推進

現状と課題

少子・高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化等、「食」を取り巻く環境は時代の流れと共に変化してきており、肥満等の身体的影響や、孤食等の社会的影響の増大が懸念されています。

全国学習状況調査によると、能代市内においては、対象となる児童・生徒の９割強が朝食を食べており、比較的良好な状態であると考えられます。

学齢期は、心身ともに成長が著しく、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育を進めることが大切です。また、地元食材や郷土料理への理解を深め、地域の食文化を次世代に継承する取組も望まれます。

施策の方向性

- 能代市食育推進計画により、計画的・総合的な食育の推進を図ります。
- 保育所、認定こども園においては、農作業体験の実施等、食への関心を高めるための取組を進めるとともに、小中学校においては、子どもの発育段階に応じた、適切な食育を行います。
- 学校給食においては、地場産農作物の使用に努めるほか、給食だより等により、望ましい食習慣や食材に関する情報の提供を行うなど、食育の充実に努めます。
- 地元で穫れる新鮮な食材を使用し、健康で豊かな食生活への改善を進め、地産地消を広めていきます。

主な事業・取組

① 食育推進計画推進事業【担当：農業振興課】

能代市食育推進計画に沿って、計画的・総合的に食育の推進を図る事業です。農作業体験や食育セミナー等を開催するとともに、のしろ産業フェア等の開催に合わせ食育の周知を行います。

② 保育所等における食育推進事業【担当：子育て支援課】

保育所や認定こども園において、野菜等の栽培や収穫体験を行う事業です。

③ 学校における食育推進事業【担当：学校教育課】

地場産農作物を使った給食の提供や、食習慣等に関する情報提供等を行う事業です。

④ 子ども料理教室事業【担当：生涯学習・スポーツ振興課】

年長児から小学３年生までを対象に「子ども料理教室」を、小学４年生から６年生までを対象に「キッズレストラン」を開催する事業です。



基本施策3 妊娠・出産期からの切れ目のない保健対策

施策（1）子どもと母親の保健対策の充実

現状と課題

妊娠・出産から、新生児期及び乳幼児期を通して、子どもと母親の健康が保てるよう、妊婦保健指導や乳幼児健診等を実施しているほか、育児不安の軽減のための訪問指導、相談対応等も行っています。

また、能代市子育て世代包括支援センター「めんchocoてらす」を平成30年10月に開設し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談体制の構築を図り、関係機関と連携しながら、安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりに努めています。

施策の方向性

- 子育て世代包括支援センターにより妊娠期から子育て期の切れ目のない支援体制の強化に努めます。
- 産後ケア事業を実施し、産後間もない母子の心身のケアや育児のサポートを強化します。
- 各種訪問指導や乳幼児健診等を適切に行い、子どもと母親の健康を保つための環境を整えます。

主な事業・取組

① 子育て世代包括支援センター事業【担当：子育て支援課】

子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期までの相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携して、様々な支援を行う事業です。

② 不妊治療費助成事業【担当：子育て支援課】

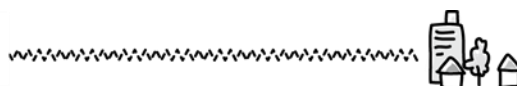
特定・一般不妊治療及び不育症治療に対して助成する事業です。

③ 母子健康手帳交付事業【担当：子育て支援課】

妊娠の届出をした妊婦に対して、母子健康手帳を交付する事業です。

④ 妊婦保健指導事業（妊婦栄養相談含む）【担当：子育て支援課】

母子健康手帳交付時等に、妊婦の様々な相談に応じる事業です。



⑤ 母親学級（マミークラス）事業【担当：子育て支援課】

妊娠・出産・子育てに役立つ情報の紹介や赤ちゃんのお世話のことなど、より良いマタニティライフとこれから始まる赤ちゃんとの生活を応援する講座を実施する事業です。

⑥ 母子健康教育事業【担当：子育て支援課】

妊娠前からの健康管理の大切さ等、母子保健に関する知識の普及・啓発を行う事業です。

⑦ 母子訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業含む）【担当：子育て支援課】

妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康に関する指導や相談に応じる事業です。

⑧ 妊婦健康診査事業【担当：子育て支援課】

妊娠中に受診すべき定期健康診査費用の一部を助成する事業です。

⑨ 産後ケア事業【担当：子育て支援課】

産後間もない母子に対し、助産師等が中心となり病院への宿泊により、母親の身体的ケア・心理的ケアや新生児の育児指導等を行う事業です。

⑩ 新生児聴覚検査事業【担当：子育て支援課】

医療機関での新生児聴覚検査に要した費用を助成する事業です。

⑪ 産後1か月健康診査事業【担当：子育て支援課】

産後1か月健康診査を医療機関で受診する際の費用を助成する事業です。

⑫ 母乳育児相談事業【担当：子育て支援課】

母乳育児相談及び母乳マッサージに要した費用の一部を助成する事業です。

⑬ 未熟児養育医療給付事業【担当：子育て支援課】

入院養育を必要とする未熟児に対して、指定養育医療機関において養育に必要な医療の給付を行う事業です。



⑭ 未熟児訪問指導事業【担当：子育て支援課】

未熟児（身体の発育が未熟のまま出生した乳児）の家庭を訪問し、母子の健康に関する指導や相談に応じ、必要に応じて福祉制度へ繋げるなどの育児支援する事業です。

⑮ 乳幼児健康診査事業【担当：子育て支援課】

4か月、10か月、1歳6か月及び3歳の子どもに対する健康診査並びに1歳6か月、2歳及び3歳の子どもに対する歯科健診を実施し、異常の早期発見・早期対応を図るとともに、親と子の心の問題の解決や育児支援のための情報提供を行う事業です。

また、7か月の子どもを対象に育児相談を実施し、保護者の育児不安を軽減するほか、子どもの発達確認や離乳食指導等を行います。

⑯ 育児相談事業【担当：子育て支援課】

乳幼児健診等で経過観察となったケースに対して継続的に状況把握や相談に応じたり、相談希望者から随時に相談に応じる事業です。

⑰ 予防接種事業【担当：子育て支援課】

感染症の流行を防ぐため、各種予防接種を実施する事業です。

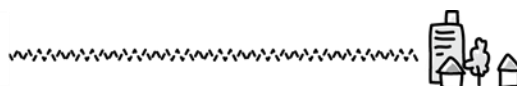
⑱ フッ化物洗口事業【担当：健康づくり課】

年長児のいる全ての保育所及び全ての認定こども園と小中学校で、むし歯予防対策であるフッ化物洗口を実施する事業です。

⑲ 5歳児親子相談事業【担当：学校教育課】

3歳児健診から就学時健診までの橋渡しとして、子どもの成長過程等を確認する事業です。

また、5歳児親子相談において経過観察となった幼児等を対象に、小学校の学習や生活にスムーズに適応できるよう指導を行う、幼児通級指導教室を実施します。



施策（２）学童期・思春期における保健対策の充実

現状と課題

学童期及び思春期は、身体面や精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が生涯の健康に様々な影響を及ぼすことが指摘されています。

思春期における心と体の問題は、子ども自身が必要な知識を身につけ、健康について前向きに考えていけることや、保護者や周囲の人が思春期の特性を十分に理解し、子どもたちと接することも大切です。

そのために、地域における保健・医療・福祉・教育等が連携し、思春期の保健対策の強化と健康教育の推進に努めることが必要です。

さらに、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めることが必要です。

施策の方向性

- 心の教室相談員の小中学校への配置や「風の子電話」の設置、教育相談員の配置により、学童期から思春期における、子ども達又は保護者からの相談に対応します。
- 家庭や地域と連携し、喫煙・薬物についての実態把握と児童生徒の見守りに対する、継続的な取組に努めます。
- 不登校児童生徒について、保護者への助言等の支援や本人及び保護者との教育相談、児童生徒の活動への支援等を行う適応指導教室を開設するなど、教育相談体制を充実します。

主な事業・取組

① 性教育啓発推進事業（再掲：主掲載39頁）【担当：学校教育課】

学級活動や保健体育の授業等で感染症予防を含む適切な性教育を実施する事業です。

② 喫煙や薬物に関する教育【担当：学校教育課】

喫煙や薬物乱用の健康への弊害について、学級活動や保健体育の授業等で指導を行うほか、家庭・地域と連携し実態把握や見守りを行う取組です。

③ 啓発事業【担当：子育て支援課】

喫煙や薬物乱用の健康への弊害について周知するほか、性に関する健全な意識や性感染症予防に関する正しい知識を普及させるため、広報等により啓発を行います。



④ 不登校児童生徒対策事業（再掲：主掲載39頁）【担当：学校教育課】

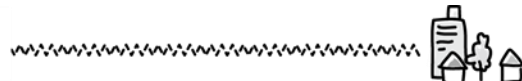
不登校対策として、適応指導教室の開設や不登校保護者会を開催する事業です。

⑤ 心の教室相談員配置事業（再掲：主掲載39頁）【担当：学校教育課】

小中学校に心の教室相談員を配置して、児童・生徒からの相談に対応する事業です。

⑥ 教育相談員配置事業（再掲：主掲載39頁）【担当：学校教育課】

教育相談電話「風の子電話」の設置や教育相談員を配置し、児童・生徒・保護者等からの教育に関する相談活動を行う事業です。



施策（３）小児医療の充実

現状と課題

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てるための環境の基盤であることから、小児医療の充実・確保に取り組み、特に小児救急医療については、関係機関の連携のもと、積極的に取り組む必要があります。

施策の方向性

○医療機関との連携を推進するほか、救急医療対策を推進することにより、小児医療の充実を図ります。

主な事業・取組

① 医療機関との連携【担当：健康づくり課、子育て支援課】

医師会等との連携を密にして、小児医療の充実に向けた対策を推進します。

② 救急医療対策の推進【担当：健康づくり課】

「在宅当番医制運営事業（休日当番、小児の休日当番）」及び「病院群輪番制病院運営事業」等により救急医療対策を推進します。



基本施策4 職業生活と家庭生活との両立の推進

施策（1）多様な働き方の実現に向けた取組の推進

現状と課題

女性の社会進出が進み、働く女性が増えてきた一方で、男性の多くは仕事を中心とした生活を送っています。

計画策定にあたって実施した、未就学の子どものいる世帯を対象としたニーズ調査において、家庭で主体的に子育てを行っているのが「父母ともに」とした割合は57.0%で、5年前と比較して若干増加したものの、「主に母親」と回答した割合は40.8%となっており、依然として、子育ては女性が担っているという状況が大きく改善されているわけではありません。

育児休業の取得状況について、ニーズ調査の結果からは母親の取得率は51.5%で5年前と比較して増加傾向ですが、父親の取得率は1.2%で低い傾向です。母親が、育児休業の取得できない理由としては、「職場に育休を取りにくい雰囲気があった」や「育休制度がなかった」が依然として上位を占めており、職場における理解が進んでいない状況と考えられます。

母親のみに子育ての負担が偏るのではなく、仕事をしながら父親と母親が共に子育てを楽しめる環境が必要であり、そのためには、多様な働き方を認めていけるように労働者、事業主、地域住民等の地域社会全体の意識の変革を推進する必要があります。

施策の方向性

- 子育て支援に積極的に取り組む企業を支援する制度を検討します。
- 関係団体に対する啓発活動を行います。

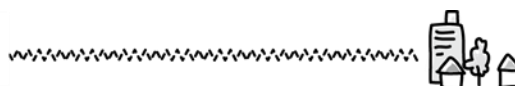
主な事業・取組

① 男女共同参画啓発事業【担当：市民活力推進課】

出前講座、男女共同参画講座、街頭キャンペーン等を実施するほか、男女共同参画支援コーナー等にパンフレット等を配置し、啓発を行うとともに、男女共同参画に対する市民意識の改革及び高揚を図る事業です。

② 労働者、事業主、地域住民等の意識改革推進のための啓発等【担当：商工港湾課】

国・県等の関係機関から労働者や事業主に対する意識改革のための啓発情報を取得し、情報提供を行います。



施策（２）仕事と子育ての両立の推進

現状と課題

仕事と子育てを両立するには、多様な働き方を認める社会全体の意識の変革に加えて、多様な働き方に対応した子育て支援の展開も必要となります。

労働施策と子育て支援施策の両輪がバランスよく展開されることによって、親が子どもの育ちと生活を楽しみ、子育てに対する負担感を軽減できるものと考えられます。

施策の方向性

- 適切な保育サービスを提供します。
- 子育て世代に対する、ファミリー・サポート・センター事業等の子育て支援サービスの周知に努めます。

主な事業・取組

① 保育サービスの提供【担当：子育て支援課】

延長保育等、通常の保育サービスに加えた特別保育事業を実施します。

② ファミリー・サポート・センター事業（再掲：主掲載30頁）【担当：子育て支援課】

子どもの預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業です。

③ 放課後児童クラブ運営事業（再掲：主掲載32頁）【担当：子育て支援課】

子どもの健全な育成を図ることを目的に、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校6年生までの子どもに対し、放課後等に安心して活動できる場を確保する事業です。



基本施策5 保護を要する子どもへの対応等の取組の推進

施策（1）児童虐待防止対策の充実

現状と課題

全国的に、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

市町村における虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、地域の関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う必要があります。

また、虐待の発生予防のため、母子保健事業等を通じて、早期に虐待に至る恐れのある家庭を把握し、適切な支援に結びつけることも重要となります。

本市においても、家庭児童相談室で児童虐待に関する相談に対応するほか、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の発生防止や早期発見・早期対応を図っています。

国では、平成30年12月に「児童虐待防止対策体制強化プラン」を策定し、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、国・自治体・関係機関が一体となって児童虐待防止対策の強化に向けた取組を進めています。児童虐待防止対策体制強化プランでは、市町村の体制強化として、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度までに全市町村に設置することを目標としています。

施策の方向性

- 虐待の発生予防のため、日常的な育児相談機能の充実を図ります。
- 虐待の早期発見・早期対応のため、要保護児童対策地域協議会において児童虐待防止の総合的な取組を行います。
- 家庭児童相談の実施や母子保健事業における取組の推進、保護者に対する相談等の支援を実施します。
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）について、児童養護施設への委託方式により実施します。
- 子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等の取組を行います。

主な事業・取組

① 要保護児童対策協議会【担当：子育て支援課】

福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待防止のネットワークを構築しています。各関係機関において虐待の早期発見に努めるほか、虐待案件の情報共有や対応、虐待防止に関する協議等を行います。

② 家庭児童相談室運営事業【担当：子育て支援課】

家庭相談員を配置し、相談業務を行うとともに、秋田県児童相談所と連携し、保護を要する子どもの援助を行う事業です。

③ 育児相談事業（再掲：主掲載44頁）【担当：子育て支援課】

各種保健指導や訪問指導、また乳幼児健診等、母子保健事業を通じて、家庭内の虐待発生の危険等の観察や必要に応じ関係機関と連携して対応する事業です。

④ 心の教室相談員配置事業（再掲：主掲載39頁）【担当：学校教育課】

小中学校に心の教室相談員を配置して、児童・生徒からの相談に対応する事業です。

⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ）【担当：子育て支援課】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。

⑥ 子ども家庭総合支援拠点事業【担当：子育て支援課】

子育ての孤立防止、児童虐待の発生予防のため、子育て家庭等への相談体制を強化し、必要に応じて関係機関等と連携して必要な支援を行う事業です。



施策（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

現状と課題

ひとり親家庭は、経済的な問題をかかえている場合が多く、従来から児童扶養手当の支給やひとり親家庭への医療費助成、ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付等の支援を行っていますが、こうした経済的な支援を引き続き実施する必要があるほか、日常の家庭生活や育児への支援も必要です。

本市では、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の様々な相談に対応し、必要なサービスの提供に努めています。

施策の方向性

- 資格取得の援助や、養育等に関する相談の充実に努めます。
- 母子生活支援施設の効率的な運営に努めます。

主な事業・取組

① 母子・父子自立支援員配置事業【担当：子育て支援課】

母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、生活や子ども、就労に関する相談に応じ、その自立に必要な指導を行う事業です。

② ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業【担当：子育て支援課】

ひとり親家庭及び寡婦家庭で、住宅の整備を必要とし、かつ自力で整備を行うことが困難な者に対してその資金を貸し付ける事業です。

③ 児童扶養手当【担当：子育て支援課】

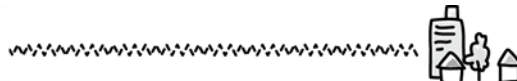
母子家庭等の子ども（18歳の年度末まで、ただし、中度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）を養育する者に児童扶養手当を支給する事業です。

④ すこやか子育て支援事業（ひとり親世帯分）【担当：子育て支援課】

認可保育所及び認定こども園に入園する3歳未満児の保育料に対して、一定の所得制限のもとで助成する事業です。（ひとり親以外の世帯に比べてかさ上げ助成）

⑤ ひとり親家庭児童医療費助成（福祉医療費）【担当：市民保険課】

ひとり親家庭の子ども（18歳の年度末まで）の医療費の自己負担金を助成する事業です。





⑥ 母子生活支援施設運営事業【担当：子育て支援課】

生活上様々な問題を抱える母子家庭の母親が、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営し、入所者の保護と自立に向けた生活支援を行う事業です。

⑦ 母子家庭等自立支援教育訓練給付事業【担当：子育て支援課】

ひとり親家庭の母又は父が、指定教育訓練講座等を修了した場合に経費の一部を給付する事業です。

⑧ 高等職業訓練促進給付事業【担当：子育て支援課】

ひとり親家庭の母又は父が、就職に有利な資格を取得するため就学する場合の生活費の一部を給付する事業です。





施策（3）障がいのある子どもを支援する施策の充実

現状と課題

障がい児及びその家族に対しては、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

また、就学後においては、特別な支援を必要とする子どもが年々増加しており、それに伴う支援員の配置が必要となっています。早期からの教育相談や支援体制の構築、支援員の確保等が課題となっています。

施策の方向性

- 能代市障がい者計画、能代市障がい福祉計画及び能代市障がい児福祉計画に基づき、障がい児の健やかな育成のための発達支援を行うため、地域支援体制の整備に努めます。
- 母子保健事業の施策を通じて障がいの早期発見に努めるとともに、療育相談や療育指導の充実を図ります。
- 保育所、認定こども園における障がい児の受入れに必要な人材の確保に努め、障がい児に対する適切な教育・保育を提供するために関係機関との連携を図ります。
- 特別支援教育アドバイザーの確保に努めます。
- 教育及び療育に特別のニーズがある子どもについて適切な教育的支援を行うため、学校における取組を推進します。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるような連携体制の構築を図ります。

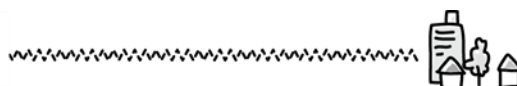
主な事業・取組

① 妊婦健康診査による異常の早期発見等【担当：子育て支援課】

妊婦健康診査の結果から訪問指導等を実施し、異常の早期発見、早期治療を図ります。要訪問指導指示の場合は、医療機関との連携による迅速な対応に努めます。

② 乳幼児健康診査事業（再掲：主掲載44頁）【担当：子育て支援課】

乳幼児を対象に、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減を図る事業です。





③ 家庭児童相談室運営事業（再掲：主掲載51頁）【担当：子育て支援課】

家庭相談員を配置し、相談業務を行うとともに、障がいの早期発見・早期療育のため、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

④ 巡回相談事業【担当：子育て支援課】

子どもの障がい等について、北児童相談所の相談員が保護者からの相談に応じる巡回相談を実施する事業です。

⑤ 居宅介護サービス（障がい児分）【担当：福祉課】

市内に住所を有し、日常生活に支障がある障がい児の居宅における介護サービス（入浴、排泄及び食事等の介護）を行う事業です。

⑥ 児童発達支援【担当：福祉課】

未就学の障がいのある子どもについて、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行う事業です。

⑦ 医療型児童発達支援【担当：福祉課】

未就学の肢体不自由の障がい児について、児童発達支援及び治療を行う事業です。

⑧ 放課後等デイサービス【担当：福祉課】

就学中の障がい児について、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う事業です。

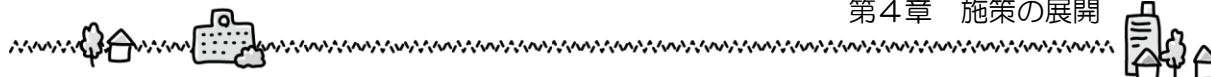
⑨ すこやか療育支援事業【担当：福祉課】

未就学の障がい児が利用する児童発達支援等の利用者負担額の一部を助成する事業です。

⑩ 短期入所サービス（障がい児分）【担当：福祉課】

保護者等が病気等の理由により、障がい児の介護ができない場合、障がい者支援施設への短期入所により入浴、排せつ、食事等の介護を提供する事業です。





⑪ 障害児福祉手当【担当：福祉課】

重度の障がい（身障手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級程度）のため、日常生活において常時の介護が必要な20歳未満の人に障害児福祉手当を支給する事業です。

⑫ 特別児童扶養手当【担当：福祉課】

20歳未満で、身体又は精神に政令で定める程度の障がいのある子どもを監護する父若しくは母又は養育している方に手当を支給する事業です。

⑬ 障害児医療費助成（福祉医療費）【担当：市民保険課】

身障手帳1～3級又は療育手帳Aを持っている子どもの医療費の自己負担金を助成する事業です。

⑭ 保育所・認定こども園における障がい児保育事業【担当：子育て支援課】

保育所・認定こども園において、障がい児の受入れを行う事業です。

⑮ 特別支援教育事業【担当：学校教育課】

特別支援教育アドバイザーを配置し相談活動を行うほか、特別支援教育が必要な子どもがいる学校へ支援員を配置する事業です。

